平成27年1月28日開催 議会改革特別委員会について(協議の概要)

- 1 日時 平成 27 年 1 月 28 日 (水) 開会: 午前 9 時 29 分 閉会: 午後 1 時 1 分
- 2 場所 議会棟 3 号委員会室
- 3 出席者

委員長 篠原正寛(政新会)

副委員長 河崎はじめ(市民クラブ改革)

委 員 大石伸雄(政新会)

西田いさお(むの会)

野口あけみ(日本共産党西宮市会議員団)

八木米太朗(蒼士会)

山田ますと(公明党議員団)

他に、地方自治法の規定に基づき、岩下彰議長が出席

- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴議員 岸 利之
- 6 一般傍聴者
- 7 説明員

(議会事務局)

 次
 長
 北林哲二

 庶務課長
 原田順子

 議事調査課長
 村本和宏

- 8 協議事項について
 - (1)議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、条例及び施行規程については、素案作成までの協議を終え、1月22日の議会 運営委員会に報告し、既にパブリックコメントも開始しておりますが、改めて素案の 最終形を再確認しました。なお、施行規程第14条において、「常任委員会視察に関す る確認事項」を遵守する旨を規定していることに対し、市民は情報公開請求に寄らな ければ、この申し合わせを見ることができないため、ホームページに掲載するなど公 開方法を検討すべきではないかとの意見があり、今後検討すべき留意事項としました。 次に、パブリックコメントの状況として、現時点ではまだ意見の提出はないこと、

また、今後提出される意見の検討方法について説明しました。

次に、上程までのスケジュールについて、現時点までの進捗と今後の予定を各委員に説明しました。この中で、市議会議員選挙後は、初当選議員の説明会において本条例及び施行規程を十分説明し、周知を図るよう事務局に要望しました。また、条例制

定以降、本条例をどのように広報していくのかについて質問があったため、委員長の 私案としては、市議会のホームページ掲載及び議会だよりで一定の紙面を割いて広報 していくことなどが想定される旨、説明しました。

次の委員会(2月9日)で、引き続き協議することとなりました。

(2)常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、改善の具体案で意見が分かれていた方策について、各派の意見を聴取し、協議した結果、下記の具体案について全委員が了とされました。

《施策研究テーマの強化》

施策研究テーマの設定においては当局へヒアリングを行う

【具体案】

- ・委員長職務ガイドラインを作成し、研究テーマのたて方として記載する
- ・委員長研修にて説明する。また初回の所管事務懇談会テーマとする

テーマに関する一年間の調査研究予定計画に目安をつける

【具体案】

- ・委員長職務ガイドラインを作成し、研究テーマのたて方として記載する
- ・委員長研修にて説明し、目途を定めて委員会で披瀝するよう義務付ける

管内視察の充実(問題意識を高めるため、もっと気軽に)

具体案の「実施時期や回数について、また自家用車の使用などについて慣例を超えることを了承する」については、方向性としては全委員がこれを了とされましたが、事故があった場合の公務災害の適用について課題が提起されたため、事務局は次の委員会までに整理して報告することとなりました。

《連合審査会の開催》

所管が複数にまたがる案件については連合審査会を開催する

【具体案】

・あらかじめ対象となる事案を列挙しておき、議運で開催を決定する。

なお、具体案の「実施要領を定めた上、会議規則第93条に定める連合審査会を 開催する」は、現状でもルール上の運営については対応が可能であることから、 これを削除することとなりました。

《委員の意識向上》

当初予算措置状況の資料を改良する

・担当局と協議し、具体的改良版を複数試作して議会で選択する

《議会事務局の強化》

事務局組織を改編し、予算、人数の増強を図る

・特に担当書記の職務について協議し、文書化する

なお、「事務局の定数条例を改正する(時期は事務局と相談)」の具体案は、来年度は定数の範囲内において実質的な人員増強を図ることにより対応するとの事務局の説明により、条例改正は直ちに企図せず、必要な時期に検討することとして、これを削除することとなりました。

次に、反論権の定義について、各派の意見を聴取しました。「対市長」及び「対議

員」の場合において、反論権を認めないとの意見はありませんでしたが、「対当局」の場合、及び逆質問についても認めるかどうかは意見が分かれました。まずは、反論権の概念を一致させるため、各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに各派の考える「反論権の定義」を用意することとなりました。

次に、5常任委員会の実施準備として、事務局が作成した各委員会が所管する部局の割り振り案(案1及び案2)について説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までにいずれの案(新たな提案も可能)に賛成であるか、各派の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(3)議会報告会について

議会報告会について、まずは理想とする議会報告会(非常に意義のある、やっている方もおもしろいと思えるもの)のあり方を検討し、それを各派で共有した上で、本市議会では実施すべきかどうかを判断することとしました。まず、議会報告会のあり方について、開催に関しての検討事項(開催単位、内容の筋立て、進行役、広聴、参加者の動員、総合的広報力の強化、名称、その他意見)に対する各派の意見を聴取しました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(4)政務活動費について

政務活動費の残された課題として、「タクシーの利用」、「前泊・後泊基準」、「事務所費の取り扱い」、「領収書等の証拠書類のインターネット公開」について協議しました。

まず、タクシーの利用に関する整理内容としては、「利用した理由を補記する」とする会派と、「視察規模により日当の金額を決める」とする会派に意見が分かれたため、 採決を行い、賛成多数により「利用した理由を補記する」こととされました。

次に、前泊・後泊基準に関する整理内容としては、「職員の旅費運用指針を準用すること」で全委員がこれを了とされました。

次に、事務所届の取り扱いに関する整理内容としては、同書類の様式変更を行うことで全委員がこれを了とされ、また、新様式における「会派(議員名)」欄は、自主公開の際に印影を黒塗りする作業を省力化するため、自署とし、押印は不要とすることとなりました。また、事務所届に類するものとして、「使用電話届」の様式についても同様に様式を改め、自主公開に含めることとなりました。

次に、領収書等の証拠書類のインターネット公開について、事務局から説明がありました。高知県議会(政務活動費の金額、議員数、証拠書類の量が本市と同規模)で実施が予定されている方法を参考に、事務局で検討した結果、サーバ設置等の特段の費用をかけず、資料のデータ化も事務局内の作業で対応できる見込みであるため、今後、情報政策部との調整を進め、事務局で公開に向けた作業を進めていくこととなりました。

本件については、本日で議了となりました。

以上